

まだ結核レントゲン検診をお受けになられていない 65 歳以上の方を対象に、下記の日程で検診を実施します。感染症法により、65 歳以上の方は毎年 1 回検診を受けるように義務付けられています。結核は過去の病気と思われがちですが、結核菌の潜伏期間は長く、結核菌の感染から数十年経過した後に免疫の低下などによって発病することがあり、高齢者に多くみられます。結核から身を守るために、毎年 1 回は定期検診を受けましょう。

該当する方には受診票を再度送付していますので、ご都合の良い時間帯・会場へお越しください。

レントゲン検診日時		実施地区	会 場
10月5日(月)	午前	9:15~10:15	南条地区 さかき地場産直売所「あいさい」
		10:30~11:30	中之条地区 中之条公民館
	午後	1:15~2:00	村上地区 びんぐしの里公園駐車場(びんぐし亭隣)
		2:15~3:30	坂城地区 保健センター

7月に受けられなかった方は、

10月5日

に受診しましょう！

検診料金は無料です。



次の項目に該当する方は、結核レントゲン検診を受ける必要はありません。

- ・町の肺がん検診を受けた方
- ・8月に町の結核レントゲン検診を受けた方
- ・病院や勤務先などで胸部レントゲン検診を受けた(受ける)方

「長野圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」

の閲覧及び公聴会の開催について

都市計画区域ごとに定められている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）について、交通や土地利用の広域化に対応し、広域的課題の調整を図るため、町を含む長野圏域（長野、須坂、千曲、坂城、飯綱高原、信濃、飯綱の各都市計画区域）として一体的に定める計画である「長野圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」の閲覧及び公聴会を開催します。

原案の閲覧について

閲覧期間：9月25日（金）から10月23日（金）まで

閲覧場所：長野県建設部 都市・まちづくり課（長野市大字南長野字幅下692-2）

町建設課（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

※閲覧ができるのは、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

公聴会について

日 時：10月25日（日） 午後1時30分から

場 所：長野県長野合同庁舎501会議室 長野市大字南長野南県町686-1

公述の申出：公聴会で公述の申出ができるのは、「長野圏域 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）」に関係する地域にお住まいの方、その他利害関係を有する方です。

公述を希望される場合は、閲覧場所または長野県ホームページ（QRコード参照）にある公述申出書を、10月13日（火）までに持参または郵送により下記へ提出してください。

提 出 先：〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県建設部 都市・まちづくり課

※公述の申出がない場合は公聴会を中止します。
中止する場合は長野県ホームページでお知らせします。

長野県HP



◎問い合わせ先 長野県建設部 都市・まちづくり課 ☎026-235-7297